

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(30年以上の例)

別紙1

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした30年以上の期間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該期間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) (1)のうち、総合管理計画の初年度を起点とした10年間の経費についても、別紙2を参考に記載すること。
- (3) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (4) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成○年度から○年間】

今後○年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去○年平均)
普通会計	建築物(a)							
	インフラ施設(b)							
	計(a+b)							
公営事業会計	建築物(c)							
	インフラ施設(d)							
	計(c+d)							
建築物計(a+c)								
インフラ施設計(b+d)								
合計(a+b+c+d)								

【備考】

- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。